

本募集要項に記載した内容には、現在検討中の事項も含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

## I 事業内容等

### 1 はじめに

横浜市では、市民や市民活動団体、企業、地域団体、学校など様々な「市民」（以下、「市民等」という。）及び行政が地域に関わり、それぞれの領域で多種多様な活動を行っています。

これまでも様々な主体が公共を担う社会の形成に寄与することを目的として、横浜市は、市民等と行政の協働により市民公益活動が活発に行われる環境を整備し、市民等の相互連携を促進するための事業を展開してきました。

今回の公募は、新市庁舎1階に移転・開設する「市民協働推進センター」の運営事業において、横浜市の強みである、企業、団体、市民等の「市民力」を最大限に発揮することによる様々な地域課題や社会的課題の解決だけでなく、解決に向けた新しい手法や仕組みなど、これまでにない新しい取組の創発などを本市と協働して実施する事業者を募集します。

### 2 事業目的

市民協働推進センター運営事業（以下、「本事業」という。）は、市民等と行政の協働に基づき、地域における様々な課題の解決や新しい取組を創発するために、様々な主体の交流・連携が生まれる対話と創造の場として、以下に掲げる事業を展開し、市内における「協働」の取組を推進することを目的とします。

協働の取組を推進するためには、現市民活動支援センターが担ってきた市民活動団体の運営支援に加え、新たな協働の担い手の発掘及び育成や伴走支援等を行うことによる「市民提案の活性化」、市民の自由な発想を実現するために様々な主体を連携させて課題解決や事業構築を図る「コーディネートの仕組みの構築」などが求められます。

なお、本事業における「協働」の取組とは、横浜市市民協働条例に定義される横浜市と市民等とが協力して行う事業（市民協働）だけでなく、市民間における「協働」も含むこととします。

### 3 事業実施場所等

#### (1) 令和2年4月1日から6月5日まで

ア 場 所：みなとみらい21クリーンセンタービル 5階

イ 所 在 地：横浜市中区桜木町1丁目1番地の56

ウ 面 積：約476㎡

#### (2) 令和2年6月8日以降

ア 場 所：横浜市新市庁舎1階

イ 所 在 地：横浜市中区本町6丁目50番地の10

ウ 面 積：約390㎡（水辺テラス側、アトリウム側の2か所合計）

#### (3) 開館日及び開館時間

ア 令和2年4月1日から6月5日まで

##### (ア) 開館日

館内点検等による全館休館日を除くすべての日

(イ) 開館時間

午前9時から午後5時まで

イ 令和2年6月8日から6月28日まで

(ア) 開館日

月曜日から金曜日（土曜日、日曜日は休館）

(イ) 開館時間

午前9時から午後5時まで

ウ 令和2年6月29日以降

(ア) 開館日

年末年始（12月29日から1月3日まで）及び館内点検等による全館休館日を除くすべての日

(イ) 開館時間

（平日）：午前9時から午後8時まで

（土日・祝日）：午前9時から午後5時まで

※イベント開催などに伴う時間外対応については、横浜市と協議のうえ、柔軟に対応してください。

(4) 設備・貸与備品等

別冊資料編のとおり

4 移転について

令和2年6月5日閉館後から6月7日までにかけて、みなとみらい21クリーンセンタービル5階から新市庁舎1階へ移転します。

移転費用については、原則横浜市が負担しますが、事前の梱包作業などは事業者の負担になります。

5 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※提案書に記載する提案内容については、令和2年度から令和4年度までの3年間の事業内容を全体計画として記載した上で、令和2年度内の事業内容を記載していただきます。

6 事業内容

事業内容は次のとおりとする。実施にあたっては横浜市市民協働条例第12条にもとづき、別途協議を行い、事業目標及び実施計画を作成する。

(1) 総合相談窓口事業

市民等から寄せられる様々な地域課題や協働事業の提案に関する相談を受け付け、課題解決や提案実現に向けた道筋を検討し、自治会町内会やNPO、企業等といった様々な主体や行政の所管関係部署と繋ぎ、連携協力しながら実現に向け支援します。

ア 詳細な業務内容

(ア) 相談・提案受付

相談対応スタッフを配置し、相談・提案内容の詳細内容や具体化を検討するにあたって必要な情報をヒアリングします。

(イ) 相談・提案内容の具体化検討

ヒアリング結果をもとに、地域特性や人材情報、地域資源、類似事例などを分析しながら、事業を実施するにあたっての実現可能性や発生する効果、代替案の有無等を検討し、対応の方向性を提案します。

(ウ) コーディネート

決定した対応の方向性に基づき、関係する主体の選定や調整を行い、連携のための対話の場を設定し、実現に向けた道筋をつけます。

イ 以上の業務における横浜市の役割

(ア) 対応の方向性を決定するにあたっての検討過程への参画及び各種情報提供など

(イ) 行政所管関係部署との調整、コーディネート

(2) 情報活用・事業手法創出事業

市内外における優れた先進的事例を収集し、法制度や仕組み、プロセス等を研究します。収集・研究により得られたノウハウ等は蓄積し、公民の多様な主体が連携し、データや情報技術なども活用しながら、新たな手法を創出します。また、ノウハウや手法などは公開型イベントや SNS 等各種広報媒体の活用により、情報発信することで市民と共有します。

ア 詳細な業務内容

(ア) 先進事例の収集・蓄積

運営事業者、横浜市の双方の持つ情報網を活用し、市内外における先進的事例を収集・蓄積し、コーディネートへの活用や新たな手法の創出に繋がります。

(イ) 広報媒体を用いた情報発信

デジタルサイネージなどを活用し、市民協働推進センターが担う機能や役割といった基本的な情報の発信を行うとともに、コーディネートした協働事業などをホームページや SNS、公開型イベントの開催などを通じて広く周知し、市民と共有します。

(ウ) 新たな手法の創出

データや情報技術などを活用したワークショップ等を開催し、当該分野に知見のある団体や興味のある市民等、多様な主体が連携することで、社会課題や地域課題の解決に向けた新たな手法や仕組みの創発を図ります。

イ 以上の業務における横浜市の役割

(ア) 行政独自の情報網に基づく情報収集

(イ) 横浜市の広報媒体（広報よこはま、本市ホームページなど）の提供

(ウ) ワorkshop等々の協働開催

(3) 交流・連携事業

新しい事業の創発に向けたアイデアや社会的課題を共有・検討するため、民間の中間支援機能を持つ団体や施設等、各分野における各種ネットワークと連携します。

また、必要に応じて、新たなネットワークを形成します。

ア 詳細な業務内容

(ア) 既存ネットワークとの連携

SDGs デザインセンター等様々なステークホルダーやネットワークを持つ公民の中間支援機

能を持つ団体や施設と連携することで、総合相談窓口事業をはじめとする各種事業への相互支援制度の構築を図ります。

(4) 新たなネットワークの形成

時代によって変化する地域課題や社会課題の解決に向けて、必要に応じてセンターが取りまとめ役となり、新たなネットワークを形成します。

イ 以上の業務における横浜市の役割

(ア) ワークショップ等の開催における企画への参画

(イ) 新たなネットワークの形成支援

(4) 市民活動団体支援事業

市民公益活動を行う団体の運営支援に資する相談対応や各種講座等を実施するとともに、地域における協働の新たな担い手育成を図ります。

ア 詳細な業務内容

(ア) 相談対応

市民公益活動を行う団体の運営に関する各種相談に対応します。

(イ) 各種講座の開催

会計講座や労務講座、法人運営に関する講座など団体が抱える運営上の課題に即した講座を開催します。

(ロ) 新たな協働の担い手育成

今後、協働の相手方となりうる市民等を対象に協働事業の提案方法などを含めた担い手育成のための講座を開催します。

イ 以上の業務における横浜市の役割

(ア) 各種講座の企画会議への参画

(5) 各区市民活動支援センター支援事業

市民局及び教育委員会と連携して、各区市民活動支援センターの運営コーディネート機能の強化の取組を支援します。

ア 詳細な業務内容

(ア) 研修会や情報交換会等の実施

各区市民活動支援センターに関係する職員向け研修会や定期的な情報交換会を開催します。

(イ) 日常的な運営に関する支援

相談対応や団体登録時の考え方など市民活動支援センターの日常的な運営に関する事項について助言します。

イ 以上の業務における横浜市の役割

(ア) 研修会、情報交換会の開催

(イ) 市民協働推進センターとの情報共有

(6) 管理運営に関すること

利用者向けインターネット接続環境の提供やコピー機を設置します。

また、市民協働推進センター事業を運営するにあたり必要となる、各種管理業務を行います。

ア 詳細な業務内容

(7) 設備管理

利用者向け貸出機材や映像音響設備を含む各種設備（別冊資料編参照）について適切に管理・点検し、軽微な維持修繕に対応します。

(4) 市民利用への対応

利用団体の登録や管理を行うとともに、別冊資料編、「3 市民協働推進センター図面」に記載された市民利用スペースを適切に管理します。

(5) 市民活動支援課の NPO 認証業務の受付補助

開庁時間外の NPO 認証に関する書類の預かりや NPO 法人事業報告書の閲覧希望者への案内等を市民活動支援課担当と連携しながら対応します。

イ 以上の業務における横浜市の役割

(7) 法令に定めのある NPO 認証に関わる業務全般

(4) 利用団体の登録要件、市民利用スペースの利用ルール等の策定

(7) その他必要な事業

ア 相談統計など月報の提出及び年間事業報告書の作成

イ 市庁舎低層部運営会議（仮称）への参加

ウ 市庁舎低層部の運営に関わる各事業者（ビル管理事業者、アトリウム運営事業者、横浜市市庁舎商業施設運営事業者等）との連携

エ アトリウム等との一体利用に関する調整

アトリウム等と一体的に開催される催事に関しては横浜市において目的外使用許可を行うことがあるため、アトリウム事業者と綿密な調整が必要になります。

オ 来庁者への簡易な館内案内等

7 事業執行体制・サービス規程

(1) 事業執行体制

事業執行体制については、以下の要求水準を満たすこと

ア 運営に必要となる人数の常勤及び非常勤職員を確保すること

イ 常勤職員のうち2名を選任し、それぞれ1名ずつ運営責任者、副責任者とする

ウ 開館時間中は常時、窓口対応ができるだけの常勤または非常勤職員を配置すること

エ 総合相談窓口事業の実施においては常勤または非常勤のコーディネーターを配置すること。なお、このコーディネーターは、専任・兼任を問わない。

(2) サービス規程

ア 個人情報取扱特記事項の遵守

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、その情報を取り扱う前までに「個人情報取扱特記事項」第12条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出しなければならない。

イ 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項の遵守

受託者は、この契約に基づき、電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、

「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### ウ 勤務態度（ユニフォーム等の着用）

本業務の従事者は、受託者が用意した制服及び名札を着用し、礼儀正しく、規律を守り、市職員、各業務の従事者及びその他運営事業者等と連携・協力して業務に従事できるものとする。

なお、着用する制服と名札はあらかじめデザイン案の提示を行い、市の承認を得ること。

また、来庁者等に対して、親切、丁寧に対応し、万が一トラブル等が生じた場合は、直ちに市に連絡するとともに、責任をもって対応すること。なお、その都度顛末書を提出すること。

#### エ 建物・物品の損傷防止

受託者は、本業務の履行において、市の建物、什器、備品等を棄損した場合、もしくは棄損を発見した場合、継続利用すると将来棄損することが明らかである状況を見つけた場合には、直ちに市にその旨を通知し、その指示に従うこと。

なお、受託者の責に帰すべき理由により棄損した場合においては、原則として原型又は現状に復するものとし、受託者の費用をもって行うこと。

#### オ 喫煙ルール

本委託契約を受託した従事者は、勤務時間中に喫煙は行わないこと。休憩時間を含む勤務時間外に喫煙を行うときは、第三者から誤解を受けることのないよう、配慮すること。

なお、平成 30 年 7 月に改正された健康増進法では、市庁舎は第一種施設に位置付けられ敷地内禁煙となります。そのため、勤務時間内外を問わず、市庁舎内では喫煙をすることはできません。

#### カ 事故防止・危険防止

受託者は、市民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置をとること。不審物を発見した際は、直ちに市及びビル管理事業者に知らせること。その際には、絶対に触れたりしないこと。

#### キ 事故発生時の迅速な報告

各業務の履行中に事故が発生した際は、その業務に関係するか否かにかかわらず直ちに市へ口頭又は電話等で状況を報告し、速やかに報告書等の書面で紙に詳細を報告すること。

#### ク 守秘義務

本業務の履行に伴い、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

#### ケ 館内規則等の順守

市又はビル管理事業者が定める館内規則及び別途定める横浜市市民協働推進センター利用ルール等を順守するとともに、必要に応じて、利用者に周知・順守させること。

## II 応募資格

### 1 応募資格

次に掲げる資格基準をすべて満たしていることを条件とします。

（※共同事業体の場合は構成するすべての事業者が対象となります。ただし、(2)についてのみ、構成する団体のいずれかが満たしていればよいものとします。）

資格審査にあたっては、参加意向申出書（様式 1 - 1）及び添付書類（資格審査書類）により行います。

## ＜資格基準＞

- (1) 本事業の目的を理解し、法人格を有する団体であること。
- (2) 協働事業に関する実績を有していること。
- (3) 締結した契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- (4) 受託候補者の特定の日において「横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）」に「各種調査企画」又は「その他の委託等」の種目で登載されていること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者又は破産手続の開始決定がされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く。）でないこと。
- (9) 参加意向申出書提出期限から受託候補者の特定までの期間、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者
- (10) 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- (11) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (12) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

## Ⅲ 参加手続き、選定方法等

### 1 事業者公募説明会

以下の日程で事業者公募説明会を開催します。参加の有無により、ヒアリング時の評価への影響はありませんが、今後の申請手続きや提案書の作成等を円滑に進めるため、できる限りの参加をお願いします。

#### (1) 日時

令和元年8月1日（木）午前10時15分～（午前10時00分開場）

#### (2) 場所

横浜関内ビル3階 会議室A（横浜市中区港町2-6）

#### (3) 申込方法

説明会への申込みは令和元年7月31日午後5時までに①団体名②参加者氏名（2名まで）③連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載のうえ、電子メール（sh-center@city.yokohama.jp）あて申込みください。

### 2 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書（様式1-1）と必要な資格審査書類を提出してください。なお、共同事業体での応募の場合は、共同事業体の結成に関する申請書（様式1-4）を提出し、取りまとめ事業者の設定をしてください。

(1) 参加意向申出書の提出期限

令和元年 8 月 30 日（金） 午後 5 時まで（必着）

(2) 提案資格確認結果の通知及び提出要請書の交付

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を参加資格確認結果通知書（様式 2）により通知します。

なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式 3）を交付します。

ア 通知日

令和元年 9 月 6 日（金） 午後 5 時までに行います。

イ 通知方法

電子メール

ウ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日加算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

3 選定方法

提案書提出有資格者から提出された提案書の内容を、プロポーザル評価委員会が総合的に評価した上で、提案内容が最も優位な事業者を第 1 位候補者、次に優位な事業者を次点候補者として選定します。また、提案書を提出した全ての事業者の結果通知書を送付し、選定された事業者につきましては、事業者名等を公表します。

4 提案書の提出

(1) 提案書の提出期限

令和元年 10 月 18 日（金） 午後 5 時まで（必着）

(2) 提出書類、提出期限、提出先、提出部数等

横浜市市民協働推進センター運営事業委託プロポーザル提案書作成要領（P. 43）のとおりです。

なお、提出書類の内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その提出書類は無効とします。

(3) 評価基準について

提案書評価基準（P. 49）のとおり

5 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時 令和元年 11 月～12 月

(2) 実施場所 本市の指定する場所

(3) 出席者 本業務を受託した場合に実際に担当する予定である責任者、担当者を含む 3 名以下

(4) その他 日時・場所等の詳細については、別途お知らせします。

## 6 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	市民局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会	市民協働推進センター運営事業委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民局長</li> <li>・市民局人権担当理事</li> <li>・市民局副局長（総務部長）</li> <li>・市民局市民情報室長</li> <li>・市民局市民協働推進部長</li> <li>・市民局広報相談サービス部長</li> <li>・市民局区政支援部長</li> <li>・市民局スポーツ振興部長</li> <li>・市民局総務課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民局区政支援部長</li> <li>・政策局共創推進室長</li> <li>・市民局市民協働推進部長</li> <li>・市民局総務課長</li> <li>・市民局地域活動推進課長</li> <li>・健康福祉局福祉保健課長</li> <li>・建築局住宅再生課長</li> <li>・都市整備局地域まちづくり課担当課長</li> </ul>

## 7 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 令和元年12月27日（金）まで
- (2) 通知方法 電子メール
- (3) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面による特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 8 公募・事業者選定等スケジュール

時期	内容
令和元年 7月	募集要項等公表
令和元年 8月1日	事業者公募説明会開催
令和元年 8月30日	参加意向申出書及び資格審査書類提出締切
令和元年 9月6日	参加資格確認結果通知書・提出要請書の送付
令和元年 9月17日	質問受付締切
令和元年 9月27日	質問回答
令和元年 10月18日	提案書受付締切
令和元年 11月～12月	横浜市市民協働推進センター運営事業委託プロポーザル評価委員会開催 ヒアリング及び提案の評価・審議
令和元年 12月上旬	市民局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会
令和元年 12月27日	受託候補者の特定・結果通知書の送付、結果公表

#### IV 契約締結・事業計画策定

事業者特定後、事業者と横浜市は協議のうえ、協働契約書の締結及び事業計画の策定を行います。

##### 1 協働契約書の締結

- (1) 横浜市市民協働条例第 12 条に基づく、協働契約（委託型）を締結します。
- (2) 契約は単年度ごとの締結とします。
- (3) 本委託に直接関連する他の請負契約を、本委託の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定があります。

<全体業務委託概要>

- ア 総合相談窓口事業
- イ 情報活用・事業手法創出事業
- ウ 交流・連携事業
- エ 市民活動団体支援事業
- オ 各区市民活動支援センター支援事業
- カ 管理運営事業

- (4) 令和 3 年度又は令和 4 年度において、事業予算の減額又は削減があった場合は、当該事業を縮小又は中止する場合があります。
- (5) 令和 3 年度及び令和 4 年度の契約については、それぞれ令和 2 年度、令和 3 年度の履行状況等を適正に審議した上で、次年度の契約を検討します。

##### 2 事業計画の策定

事業計画については、特定された提案書の内容を踏まえ、横浜市と事業者が協議のうえ、各年度の年間スケジュールなど詳細な計画を策定します。

##### 3 附属機関への報告・助言等

特定された事業者は、各年度の事業計画及び事業報告を市長の附属機関である横浜市市民協働推進委員会（以下、「委員会」という。）に行い、助言を求め、本市と協議の上、必要な見直しを行います。詳細な実施時期については、別途通知します。